解散公告（第三回）

当法人は存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

広島県東広島市西条朝日町五番九号
財団法人東広島市都市整備公社
清算人　城信　誠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

愛媛県西条市喜多川三六六番地三
財団法人西条労働会館
代表清算人　高木　道明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十日

愛媛県西条市壬生川五番地二
財団法人東予勤労福祉会館
代表清算人　桑村　民樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区両国二丁目一五番地、最後の住所秋田県北秋田市木戸石字才ノ神沢三五番地三五　被相続人　亡　服部たか子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

秋田県大館市字部垂町二四番地四
相続財産管理人　弁護士　伊藤治兵衛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市内牧二四九三番地一、最後の住所埼玉県春日部市内牧二四九二番地一

被相続人　亡　内藤　有

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一一番三五号
吾山ビルⅡ四階　菅沼法律事務所
相続財産管理人　菅沼　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市名立区濁沢一〇六七番地、最後の住所新潟県上越市五智六丁目六番一一号上越五智養護老人ホーム

被相続人　亡　竹田ハツノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

新潟県糸魚川市横町三丁目六番七号
相続財産管理人　髙尾さよ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂二丁目一二番地、最後の住所新潟市中央区日の出二丁目二番三三号グッドライフクラブ日の出二〇二号

被相続人　亡　柾　百合

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

新潟市中央区東中通一番町八六番地五一新潟東中通ビル四階いなほ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　磯部　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊明市新田町錦一四番地一五、最後の住所静岡県浜松市中区東伊場一丁目三一番一五号　被相続人　亡　奥山　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

静岡県浜松市中区板屋町五二二番地ＭＹビル四階　佐々木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐々木右子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県印旛郡酒々井町上本佐倉一〇番地、最後の住所三重県四日市市羽津中一丁目二番三号　被相続人　亡　浅井　すみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

事務所三重県四日市市堀木二丁目一番一号
アーバンKビル二階・三階　法律事務所
決断サポート
相続財産管理人　弁護士　中嶋　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県名西郡神山町阿野字松尾六六三番地、最後の住所大阪府大阪狭山市今熊三丁目六三四番地の四二　被相続人　亡　相原　謙一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階
相続財産管理人　弁護士　野田　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市中央町二一八八番地、最後の住所大阪府大阪市平野区瓜破南一丁目二番一一号永寿特別養護老人ホーム

被相続人　亡　鈴木　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階
相続財産管理人　弁護士　阪井千鶴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南麻布二丁目五番地、最後の住所大阪市東住吉区公園南矢田二丁目一番四号　被相続人　亡　長谷川　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

大阪市北区野崎町七番八号梅田パークビル五階
相続財産管理人　弁護士　岡﨑　倫子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区立売堀二丁目三〇番地、最後の住所大阪府東大阪市荒川一丁目六番一号

被相続人　亡　松永美治子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号
相続財産管理人　億　智栄

第23期決算公告

平成25年5月10日

東京都港区南青山2―24―15
ユニ・チャームメンリッケ株式会社
代表取締役社長　森田　徹

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,818,833
	固定資産	174,147
	合計	1,992,981
負債及び純資産の部	流動負債	1,080,427
	固定負債	182,513
	株主資本	730,040
	資本金	150,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	480,040
	その他利益剰余金	480,040
	（うち当期純利益）	(707,429)
	合計	1,992,981